

## 足立区立青井保育園の管理運営に関する年度協定書(案)

足立区教育委員会（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、甲乙間で令和●●年●●月●●日に締結した「足立区立青井保育園の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）に基づき、事業年度における必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

### （年度協定の期間）

第1条 本年度協定の期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする（以下の期間を「事業年度」という。）。

### （管理運営業務の内容）

第2条 甲は、基本協定書第5条及び第8条の規定に基づき、足立区立青井保育園の管理運営業務を乙に行わせるものとする。

2 乙は、基本協定、本協定及び甲乙間で別途締結する本施設の管理運営に関する合意書その他の書面並びに乙が甲に提出し甲の承諾を受けた事業計画書、改善計画書等に従い、管理運営業務を履行しなければならないものとする。

### （管理経費の支払）

第3条 甲は、事業年度における足立区立青井保育園の管理運営に必要な経費（以下「管理経費」という。）を乙に支払うものとし、230,000,000円を予算とする。

2 甲は、管理経費について、概算払により、次のとおり四半期毎に支払うものとする。

	支払内訳	支払時期	管理経費支払額
第1期	4月分から6月分まで	4月20日まで	65,000,000円
第2期	7月分から9月分まで	7月20日まで	50,000,000円
第3期	10月分から12月分まで	10月20日まで	65,000,000円
第4期	1月分から3月分まで	1月20日まで	50,000,000円

3 甲及び乙は、事業年度の期間の途中で、新たな管理運営業務の追加、計画されていた管理運営業務の変更又は中止等の事情により本条に規定する管理経費が不適当となったと認めるとときは、相手方に対し、通知をもって管理経費の変更の協議を申し出ることができるものとする。この場合、当該相手方は協議に応じなければならない。

4 甲は、乙が管理運営業務の全部又は一部を履行せず、相当の期限を定めて催告しても履行の見込みがないと甲が認めるときは、第1項で定めた金額から減額して支払い、又は支払済みの管理経費の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

### （管理経費の確定及び精算）

第4条 前条第1項及び第2項の規定に基づき概算払した管理経費については、事業年度の末日をもって、その額を確定するものとする。

2 乙は、事業年度における足立区立青井保育園の管理運営業務の実績をもとに、甲が別に定める「足立区公設民営保育園管理運営委託料支出要綱」に基づき算出した金額を管理運営業務に係る必要経費とする実績報告書を事業年度の末日までに甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から提出された実績報告書の内容を審査し、その内容が適当で

あると認めるときは、実績報告書に記載された必要経費の額をもって管理経費の額を確定するものとし、当該管理経費の確定額を乙に通知するものとする。

- 4 前3項の規定に基づき管理経費の額を確定した結果、前条第1項及び第2項の規定に基づき概算払により甲が乙に支払った管理経費に余剰が生じたときは、乙は余剰額を令和10年5月末日までに甲に返納するものとし、管理経費に不足が生じたときは、甲は不足額を令和10年5月末日までに乙に支払うものとする。
- 5 乙は、前項の規定により甲に余剰が生じた管理経費を返納した場合、速やかに精算書を提出しなければならない。
- 6 乙は、第1項から第3項までの規定により確定した管理経費のうち、乙の経営努力等により管理運営業務のために使用しなかった額について、足立区内における保育に関する事業に活用するよう努めなければならない。

#### (会計処理等)

第5条 乙は、管理経費の経理に当たっては、足立区立青井保育園特別会計（以下「特別会計」という。）を設けて、他の会計と区別して処理しなければならない。

- 2 乙は、本協定締結後、速やかに特別会計の予算書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、管理経費の経理関係帳簿その他の書類を事業年度終了後5年間保管しなければならない。
- 4 乙は、管理経費の管理に当たっては、安全かつ適正に行わなければならない。

#### (修繕費の経費負担)

第6条 1件あたり250万円未満の修繕は、乙が費用を負担する。

- 2 1件あたり250万円以上の修繕については、甲と乙で協議の上、実施時期、費用の負担者等を定めるものとする。

#### (事業報告書及び決算書の提出)

第7条 乙は、事業年度終了後、乙が実施する評議員会等における決算確定後速やかに次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書及び前年度の財務状況報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理運営業務の実施状況
  - (2) 管理経費の収支状況
  - (3) 利用料金の収入実績
  - (4) その他甲が必要と認める事項
- 2 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならぬものとし、乙は、正当な理由なくこれを拒んではならない。
  - 3 甲は、甲が提出した第1項の報告書を点検し、必要があると認めるときは、乙に対するヒアリング、実地調査その他必要な調査を行うことができるものとし、乙は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(法令等の遵守)

第8条 乙は、従業員の労働条件及び給与の決定をはじめ、管理運営業務の遂行に当たっては、条例のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）その他関係法令（国・都の通知を含む。）を遵守しなければならない。

2 乙は、従事者の賃金等の債務の履行を遅延したときには、甲の求めに応じて事情を報告しなければならない。

(疑義等の解決)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和9年4月1日

甲

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区教育委員会

教育長

乙